

# 阪神大震災復興のための 在阪経済五団体緊急共同要望

7・2・6

大阪商工会議所  
(社)関西経済同友会  
(社)大阪工業会  
関西経営者協会  
(社)関西経済連合会

当連合会はじめ在阪経済五団体は、二月六日(月)、「阪神大震災復興のための在阪経済五団体緊急共同要望」と題する意見書を取りまとめ、同日、内閣総理大臣はじめ関係大臣に手交した。

意見書では今般の阪神大震災からの復興のために、①産業復興・雇用確保のための施策の早急な実施、②居住・生活基盤の整備・インフラの早期復旧、③被災地域の民心の安定、④物価の安定、⑤財源の確保の五点を要望している。

以下は、その全文である。

阪神大震災は、阪神地域に壊滅的な打撃を与え、ひいてはわが国経済活動へ及ぼす影響も計り知れない。将来への不安を抱きつつ日常生活の困窮に直面している被災者が、一日も早く安心できる生活を取り戻せるよう迅速な施策を講じるとともに、復興へ向けた産業施設の復旧・操業

再開を早急に行うことが最重要課題である。

現在、阪神大震災復興のための要望や提言が各界から提出されているが、われわれ在阪経済五団体は、地元として特に重要と考えられる課題について下記の通り緊急に要望する。

## 一、産業復興・雇用確保のための施策の早急な実施

被災地域の本社機能や工場が他地域へ移転し空洞化が生じると、地域の雇用は深刻な状況に陥るおそれがあり、復興の著しい障害となつてく。被災者に職場を提供し、生活基盤を安定させるためには、早期に産業活動を再開させ雇用を確保することが重要である。このため、商工業者の施設復旧、事業再開への支援を促進する観点から、以下の諸施策を早急に実施すること。

## (1) 政府系金融機関による特別融資

日本開発銀行、中小企業金融公庫、国民金融公庫など各種の政府系金融機関を通じた無利子または超低利の長期無担保融資制度の新設、既往債務償還の繰り延べ、さらに特別融資を直ちに実施するため民間金融機関に融資業務の一部を代行させる等の措置。

## (2) 地方自治体の災害復旧資金融資制度への助成

地方自治体が緊急に実施する災害復旧資金融資制度に対する原資の提供、利子補給への助成。

## (3) 税制上の支援措置の実施

被災した企業や個人に対する国税、地方税の一層の減免措置。特に被災した事業者を救済するために、一定期間、地価税、固定資産税等を減免するとともに、法人税の欠損金の繰り戻しによる還付等の措置を講ずること。

## (4) 仮設工場・店舗・事務所設置への支援

地方自治体等が仮設工場・店舗・事務所を設置する場合における国からの補助・融資制度の創設。

以上の諸施策については、中小零細企業はもとより、下請け関連企業を多数抱えている基幹産業である大企業に対しても講ずること。

## 二、居住・生活基盤の整備・インフラの早期復旧

居住・生活基盤の整備を直ちに進めるとともに、鉄道・道路・港湾などインフラの本格的復旧、また電気・ガス・水道・電話などのライフライン、および医療・教育環境の整備はじめ住民生活の改善のため早急に特別施策を実行すること。

特に住宅問題は最重要課題である。仮設住宅の建設を推進するために、建築資材の緊急輸入、建築業者の確保など具体的対策を早急に実施すること。

なお、阪神大震災を教訓とし、大規模災害時における救援活動の拠点として災害本部、食料備蓄、救急医療などの施設を備えた広域防災基地を関西においても整備すること。

## 三、被災地域の民心の安定

被災した市民および企業は、極限に近い状況にあるにもかかわらず、冷静に対処し前向きに復興をめざしている。こうした状況を支えていく

ためにも、政府は、被災者の生活再建支援等を行う大規模な復興基金の設立、被災地域に対する復旧計画の明示とその早急な実施を図るとともに、治安維持にも万全を期すなどによって民心の安定を図ること。

#### 四、物価の安定

被災地域における物価の安定を図る観点から、便乗値上げが起ころないよう関係機関が監視体制を確立するとともに緊急の措置を講ずること。在阪経済五団体としても、復旧に必要な資材や生活用品の価格を急騰させることのないよう注視していきたい。

#### 五、財源の確保

阪神大震災の復興には、高度な都市機能を再建するための巨額の財源を捻出する必要がある。政府は、まず経費の節減や公共事業予算からの優先的配分など、これまでの前例にとられない抜本的な措置を講ずること。それでも財源が不足する場合には、国債発行の増発など国民全体で広く痛みを分かち合うことも含め、具体的な財源確保のあり方について検討すること。

以上

## 日本の未来へ、夢を託して

歴史街道とは、悠久の歴史の舞台を訪ねながら、日本文化の魅力を楽しみ、体感できる。

新しいルートのことです。

近畿八府県を舞台に、

歴史文化資源を活用した空間づくりや

環境整備をすすめ、

未来にわたって、あらゆる人々に愛され親しまれる

日本文化の発信基地づくりをめざします。

### 「歴史街道倶楽部」会員募集

歴史街道推進協議会では、できるだけ多くの方々に「歴史街道計画」をご理解いただき、また推進の一翼を担っていただくため、個人会員制度「歴史街道倶楽部」を創設、会員募集を開始します。

資料および申込書ご希望の方は、ハガキに住所、氏名、年齢を明記の上、下記までお願いいたします。



歴史街道

歴史街道推進協議会  
事業二部

〒530  
大阪市北区中之島6-2-27  
中之島センタービル23F  
TEL 06-448-5820